

届出用紙を送付します 提出は6月中に忘れずに

児童手当 現況届の提出について

児童手当を受給されている人は、毎年6月中に現況届を提出することになっています。この届は、6月1日現在の養育状況を記載していただき、児童手当などを引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この現況届の提出がないと、6月以降の手当てが受けられなくなり、必ず提出してください。

なお、現況届の用紙は町から送付します。

支給対象

児童手当などは、小学校第6学年修了前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの手当てについては前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当などは支給されません。(限度額表をご覧ください。)

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	460万円
1人	498万円
2人	536万円
3人	574万円
4人	612万円
5人	650万円

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円
5人	722万円

支給額(月額)

第1子……………5,000円
第2子……………5,000円
第3子……………10,000円

支払い時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれ前月分までの児童手当等が支払われます。

現況届に添付する書類

- 請求者がサラリーマンなどの厚生年金等加入者の場合は健康保険証の写し等(国民健康保険の方は不要)
- 児童手当用の所得証明書(今年の1月1日に御代田町に住所がなかった人のみ)

問い合わせ先

町民課福祉係(内線45番)

Information

アメリカシロヒトリから大切な庭木を守るために

大量発生する前にみんなで駆除しましょう

アメリカシロヒトリは庭木や街路樹、果樹、広葉樹、クルミや桜などの葉を好み卵は葉の裏に800粒位まとめて産み付けます。天敵が少なく繁殖も旺盛なために年に2回、初夏と初秋ごろ大量発生し周囲にも被害が広がります。大量発生する前にみなさん自身で駆除しましょう。

周りを見渡して早期発見を!

幼虫は、集団で生息し糸を吐いて葉と枝に絹糸を巻いたような巣をつくり、なんとなくクモの巣が付いているようにも見えます。また、葉のやわらかい部分だけを食べるので茶色い葉脈だけが残り、葉が透き通って見えるようになります。

効果的な駆除方法

◎ 焼くか踏み潰す 幼虫初期には『まゆ』のような巣を作っていて発見しやすいので、枝ごと切って焼くか踏み潰しましょう。巣を作っている間は薬剤を散布してもほとんど巣の中に届きません。

◎ 薬剤を散布する 巣から出て活発に活動を始めた時は薬剤散布が効果的です。

薬剤を散布するときの注意

アメリカシロヒトリが寄生する樹木によつて薬剤の効果が違います。農協や薬局などに相談をして有効な殺虫剤を散布してください。

また、散布する時には必ず帽子、防護メガネ、防護マスク、ゴム手袋などをし肌が出さないよう気をつけましょう。風向きにも十分注意をし、● 付近に人がいないか、● 洗濯物は干していないかなども確認してください

※ 薬剤散布の前には近所に声をかけ、トラブルのないように気をつけましょう。

無料で噴霧器を貸し出します

シルバー人材センターで、駆除用動力噴霧器を無料で貸出しています。

※ 町は直接散布をしません。周囲の人と協力して散布作業をしてください。

※ ここに記載した駆除方法は1本の樹木に対しては効果的ですが、地域ぐるみで共同して駆除することが最も有効です。大量発生する前に近所で声をかけあい、みんなで駆除しましょう。

問い合わせ先

産業建設課農林政策係
シルバー人材センター
32-3111(内線26番)
32-3929

プール監視員募集

B&G海洋センターではプールの監視員を募集します。

定員 7名程度
資格 ● 御代田町内に住んでいる人
● 健康で泳げる人
● 年齢16歳から40歳位までの人
● 普通救命講習修了者か普通救命講習(約3時間)を受講できる人(普通救命講習開催日程は未定です。)

勤務期間 7月1日(土)～8月31日(木)
午前8時30分～午後5時15分

休日 原則月曜日は休日となります
その他は勤務組合せ表による

賃金 1日6,370円 半日3,185円

提出書類 履歴書と写真(3cm×4cm)

申込締切 6月17日(土)

【問い合わせ先】 B&G 海洋センター 32-6114

人権相談所を開設します

相談は無料で秘密は厳守されます。

毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です。これに合わせて、長野法務局佐久支局と佐久人権擁護委員協議会では、特設人権相談所を開設します。

人権に関わることでお悩みの人は、ご相談ください。

6月1日 佐久市浅間会館
6月5日 ハートピアみよた
6月9日 小諸市隣保館
" 軽井沢町老人福祉センター

※ 利用時間は軽井沢町老人福祉センター以外は3日間とも午前10時～午後3時まで、軽井沢町老人福祉センターは午前10時30分～午後3時までです。

問い合わせ先
長野地方法務局佐久支局 0267-67-2272

こんにちはは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線26・27番

農地の造成や農業用施設を建設する時には届出を!

■ 農業用施設
本来農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければなりません。許可が必要なのは、無秩序な農地の転用を規制し、農地のスプロール化(虫食い状態)を防止することとで農業生産の基盤となる優良農地の確保を図る必要があるためです。

ただし、農地に農業用施設を建てる場合には、農地法の適用除外の特例が設けられています。その理由は、農業用施設が農地の付帯施設として農業経営に必要不可欠なものであるからです。

温室や育苗施設、作業場など農業経営に必要な施設に転用する場合で、転用する農地面積が2アール未満のときは許可を受ける必要はありません。この場合、農業委員会に「農業用施設に供することの届出書」を提出してください。

■ 農地造成
自分の農地が、道路と落差があり耕作の支障となったり、土質が悪いので耕土を入れ替える、暗渠排水を布設するなど、いわゆる農地造成をする場合は、事前に「農地造成等届出書」を提出してください。

農地利用が目的の整備ですから、造成後の営農計画を立てていただき、農地として活用していただきます。他の目的に使用できません。農地転用は、最低3年間でなくなりません。